# 給田一丁目第一生命グラウンド野球場の活用にかかる 第一生命、日本女子体育大学との覚書の締結について

#### (付議の要旨)

第一生命グラウンド野球場について区民利用施設として活用するため、第一生命および日本女子体育大学と協議し、覚書を締結する。

### 1 主旨

区は『世田谷区スポーツ推進計画』ならびに『世田谷区スポーツ施設整備方針』に基づき、区民のスポーツの場の確保に取り組んでいるが、野球場・サッカー場などが整備可能な規模の用地の確保は難しい状況が続いており、また鳥山地域はこうした区民向けのグラウンドが整備されていない。そうした中で、第一生命保険株式会社(以下、「第一生命」という。)が所有する給田一丁目第一生命グラウンド敷地内のスポーツ施設(野球場部分)について、第一生命が学校法人二階堂学園日本女子体育大学(以下、「日本女子体育大学」という。)と連携して、大学活動の場とするとともに地域に開かれたスポーツ活動の場として活用の検討をしている旨の考え方が示された。

そこで区では、野球場を区民が利用できるスポーツ施設として活用するため、第一生命および日本女子体育大学と三者で協議の上、覚書を締結し活用に向けた取組みを進める。

#### ◆各地域の主な野球場・グラウンド

世田谷地域:世田谷公園、 北沢地域:羽根木公園、 玉川地域:玉川野毛町公園・多摩川緑地広場、 砧地域:大蔵運動場・二子玉川緑地運動場、 烏山地域:なし

#### 2 該当施設概要

(1) 住 所 世田谷区給田一丁目1番地内

(2) 面 積 約9,000㎡ (野球場部分)

(3) 現 況 野球場(天然芝、土)

#### 3 これまでの経緯

平成30年12月

- ・第一生命より、第一生命グラウンド開発計画に関する相談申し入れ文書の 受領
- ・第一生命・日本女子体育大学・区の三者で野球場活用について意見交換

平成31年 2月

- ・都市整備常任委員会において相談申し入れについて報告
- ・第一生命へ区回答文書を送付(区民利用に資するスポーツ環境の活用について、区との打合せ実施を要望)
- 第一生命 日本女子体育大学と具体的な協議開始

令和 元年11月

・オリンピック・パラリンピック等特別委員会において、野球場活用の検討 状況について報告

- 12月 ・第一生命が第一生命グラウンドを活用したまちづくり構想を公表
- 令和 2年11月 ・オリンピック・パラリンピック等特別委員会において、野球場活用の検討 状況について報告

## 4 野球場活用に向けた主な協議状況(資料1参照)

- (1) 活用にあたっての基本事項
  - 野球場については、第一生命と日本女子体育大学が賃貸借契約を締結する。
  - 区は日本女子体育大学と賃貸借契約を締結し、利用枠に応じた賃借料を日本女子 体育大学に支払う。
  - ・ 施設の利用に必要な改修工事については、第一生命が開発行為の中で行う。

# (2) 今後の協議事項

下記の利用希望時間帯を踏まえながら、具体的な利用枠および利用開始後の日常の維持管理について、今後、日本女子体育大学と協議を行う。

|          | 日本女子体育大学                   | 世田谷区  |
|----------|----------------------------|---|
| 利用目的     | 部活動など大学活動の場                | 区民のスポーツ活動の場                                     |
| 利用希望競技種目 | 野球、ソフトボール、サッカー、<br>ラクロス 等  | 野球、少年野球、ソフトボール、<br>サッカー、少年サッカー、<br>フットサル、ラクロス 等 |
| 利用希望時間帯  | 平日(夜間)<br>土・日・祝日(午前、午後、夜間) | 平日(午前、午後、夜間)<br>土・日・祝日(午前、午後、夜間)                |
| 日常維持管理   | 施設の施錠・開錠、清掃、備品管理、緊急時対応ほか   |   |
|          |                            | けやきネットによる区民利用者の受付<br>等                          |

# ≪利用枠確保および負担金額の協議状況≫

- ① 利用希望時間帯が重なる平日夜間および土日祝日については、区と日本女子体育大学 双方50%ずつ利用枠を確保することを基本とし、夏休み・冬休み期間など時季や利用 実態等を踏まえて双方で協議し決定する。
- ② 平日昼間については区民利用枠としての開放を基本とし、区民もしくは日本女子体育大学いずれも利用せず空枠となった場合および、施設の維持管理のため利用する場合は双方で経費を50%ずつ負担する。
- ③ 区民利用にかかる業務(受付など)については区が負担する。

## 5 覚書・協定・賃貸借契約

- (1) 三者間(第一生命、日本女子体育大学および区)による覚書の締結 協議を進めるにあたり、上記の内容について覚書を取り交わす。
  - ①野球場の活用にかかる覚書

- ・野球場活用にあたっての基本的な事項
- ・野球場の権利関係、整備主体ほか
- (2) 二者間(日本女子体育大学、区)による協定および賃貸借契約の締結 野球場使用に関する具体的な内容について協定および賃貸借契約を取り交わす。なお、内容 は前項4(2)「今後の協議事項」を踏まえ協議し決定する。
  - ①野球場の使用に関する協定
    - ・野球場の使用に関する基本的な事項
    - ・世田谷区および日本女子体育大学双方の役割分担 ほか
  - ②野球場の使用に関する賃貸借契約
    - ・ 当該年度の利用枠の決定
    - ・利用枠に基づく賃借料
    - ・当該年度の保守・維持管理経費の確認 ほか

## 6 概算経費(想定)

賃借料・維持管理経費等 約22,000千円(年間)

※年間の利用枠のうち約50%を区が利用する場合。実際に使用する枠数により増減する。

# 7 今後のスケジュール(予定)

- 令和3年 2月~ ・オリンピック・パラリンピック等特別委員会にて報告
  - ・野球場利用に関する方向性の確認、覚書の取り交わし (第一生命、日本女子体育大学、区)
  - ・賃貸借契約の締結(第一生命、日本女子体育大学)
  - ・利用枠・負担割合等について協議(日本女子体育大学、区)
  - 野球場改修工事、着工(第一生命) 5月~
    - ・野球場利用に関する協定・賃貸借契約の締結(日本女子体育大学、区)
  - 10月~ ・工事完了後、野球場の利用開始(日本女子体育大学、区) ※利用開始時期未定